　　 平成２９年２月

【訪問買取り】

【相談】

リサイクルショップを名乗って「不要な衣類を買い取りたいので、訪問したい」と電話があった。虫食いや色落ちしたものでもよいとしつこく言われたが、断った。同様の苦情はあるか。（６０代女性）

【アドバイス】

このような訪問買い取り業者に対する苦情は以前から全国的にあります。最近は、「不要な物は何でも買い取る」「古い靴、コート、かばんを引き取りたい」などのセールストークで電話があるようです。

　しかし、実際は訪問時に衣類や古靴などは買い取らず、貴金属や古銭を見せるように求める事例が多くあります。中には断っても帰ってもらえず、やむなくアクセサリーを買い取られた事例もあったようです。

　訪問買い取り業者の苦情は２０１０年ごろに全国的に多発しました。突然自宅を訪れた業者に、十分な説明もなく宝石、指輪、金貨などの貴金属を安値で買い取られたという相談が寄せられました。買い取られた後に物品を取り戻そうとしても、業者の所在が不明、すでに物品が業者の元にないなどトラブルになっていました。

　そこで、１３年２月に特定商取引法が改正施行され、不意打ち的な訪問買い取りに規制が設けられました。その内容は①突然訪問して勧誘することや再勧誘の禁止②書面の交付③クーリングオフ制度（書面を受け取ってから８日間は無条件で契約解除できる）の適用④消費者はクーリングオフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができるというものが主なものです。

　しかし、規制後も相談事例のように問題があると思われる勧誘もあります。また、書籍などの物品によっては規制対象外になる場合もあります。訪問買い取りの依頼は慎重にしましょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（いやや！）　お近くの消費者センターにつながります。